

[付 表 1]

定例会ごとの発言枠数の上限(先例117)

会派所属 議員数	年間枠数	一般質疑・一般質問枠数(30分枠)			
		2月	6月	9月	12月
25人	75	20	17	21	17
24人	72	19	17	19	17
23人	69	18	16	19	16
22人	66	18	15	18	15
21人	63	16	15	17	15
20人	60	16	14	16	14
19人	57	15	13	16	13
18人	54	15	12	15	12
17人	51	13	12	14	12
16人	48	13	11	13	11
15人	45	12	10	13	10
14人	42	11	10	11	10
13人	39	10	9	11	9
12人	36	10	8	10	8
11人	33	8	8	9	8
10人	30	8	7	8	7
9人	27	7	6	8	6
8人	24	6	6	6	6
7人	21	5	5	6	5
6人	18	5	4	5	4
5人	15	4	3	5	3
4人	12	(4)	(4)	(4)	(4)
3人	9	(3)	(3)	(3)	(3)
2人	6	(2)	(2)	(2)	(2)
1人	3	(1)	(1・1)	(1・1)	(1・1)

① 6月・12月定例会は、年間枠数を3日/13日(小数点以下を四捨五入)して配分する。

② 2月・9月定例会は、残枠数を2等分し、余りは9月議会に配分する。

③ 4人以下の会派は、年間枠数の範囲内であれば、定例会ごと会派所属議員数を上限に発言できるものとする。ただし、1人会派(無所属を含む。)は、年間枠数の範囲内であれば、予算議会を除く定例会において、質疑と一般質問でそれぞれ1枠ずつ使用できる。

④ 暫定予算の年は2月定例会と6月定例会の枠数を入れ替える。